

内閣総理大臣 菅 直人 様

すべての原発を冷温停止状態にし、原子力安全基準を抜本的に改定し、 安全性評価のやり直しを求める申し入れ

若狭連帯行動ネットワーク

福島第一原子力発電所の炉心溶融事故は未だ収束していませんが、原子力安全行政の根幹をなす安全審査の指針に重大な欠陥があることは、斑目春樹原子力安全委員長が5月19日の記者ブリーフィングで表明されたとおり、すでに明らかと言えます。その欠陥は、「原子炉立地審査指針」、「原子炉立地審査指針を適用する際に必要な暫定的な判断のめやす」、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」など指針のすべてに及びます。とりわけ、安全設計審査指針において「長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない。」とし、今回の事態に対して全く無防備な状態にしてきた原子力安全委員会の責任は重大です。また、それを容認したまま原発の運転・建設・計画を推進してきた政府の責任も重大です。

国内の商業用原子力発電所54基のうち、今回の地震・津波に被災した東通、女川、福島第一、第二、東海第二の各原子力発電所に加え、貴職の運転停止要請に応じた浜岡原子力発電所および現在定期点検に入っている原子力発電所の合計36基が運転を停止しています。ところが、残りの18基は営業運転中であり、定期点検中の2基もフル出力での調整運転中＝事実上の営業運転中です。

斑目原子力安全委員長は、指針見直しの議論について、「今始めようと思っても、残念ながら今回の事故において何が起こったのかすらはっきりわかってない段階では議論が拡散するだけだということ、とりあえず始められないでいます。できるだけ早いうちに始めたいと思っているということです。」と答えています。しかし、指針に重大な欠陥が見つかった以上、すべての原発をできるだけ速やかに冷温停止状態にして、重大事故の可能性を最小限に留めて安全な状態に保つことが先決ではないでしょうか。その上で、じっくり時間を掛けて指針を根本から見直すべきです。これこそが、責任を痛感しているはずの貴職のとるべき方針ではないでしょうか。それとも、斑目原子力安全委員長のかつての主張、すなわち、「何でもかんでも、これも可能性ちよっとある、これはちよっと可能性がある、そういうものを全部組み合わせたら、ものなんて絶対造れません。だからどっかでは割り切るんです。」(平成19年2月16日第17回口頭弁論速記録)との姿勢を支持されるのでしょうか。これは原子力安全委員会のあり方の根本に関わる考え方であり、この立場の放棄が不可欠ではないでしょうか。

福島第一原発重大事故が未だに収束していないという現状に鑑みて、緊急に以下のことを申し入れます。真摯に検討し、重大な決意で対応されるよう強く求めます。

- (1) 今回の福島第一原発重大事故について原子力安全委員会と政府の責任を明らかにし、その責任に基づいて、営業運転中および調整運転中の原子力発電所をすべて運転停止し、冷温停止状態に保つよう電力会社に要請して下さい。高速増殖炉もんじゅ、六カ所再処理工場および建設中・計画中の原発・核施設についても、すべての中止を電力会社等に要請して下さい。
- (2) 原子力基本法は第一条で「原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」と定め、第四条で「原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。」としています。これでは、原子力安全委員会は、原発推進に反しない限りでの安全規制しかできません。それが「どこかで割り切って設計する」という現在の安全規制の基本的考え方につながっています。原

子力基本法を改正し、原発推進のくびきから原子力安全委員会を解放させ、国民の安全確保を絶対的使命とする原子力安全委員会に改組して下さい。また、原発・核施設を推進する行政から原子力安全・保安院などすべての安全規制当局を分離・独立させて下さい。

- (3) 今回の事故に照らして、原子力安全基準＝指針体系のどこが根本的に間違っていたのかについて、公開の場で検討し明らかにするよう原子力安全委員会に指示して下さい。その上で、すべての原発・核施設について安全性とりわけ耐震安全性について評価し直させて下さい。そして、絶対的な安全性を確保できるまで冷温停止状態にし、安全性を保証できない原発・核施設については閉鎖して下さい。その際、下記の点を特に考慮するよう原子力安全委員会に指示して下さい。
- (a) 今回の放射能汚染に即して立地審査指針と判断のめやすを改定すること。とりわけ、EPZを30～50kmへ拡大し、防災計画の策定が困難な立地点は原発・核施設の閉鎖を勧告すること。
- (b) 建物・構築物、機器・配管類の重要度分類を廃止し、すべてを同一の重要度にする。
- (c) 単一故障だけでなく同時多重故障を含めて、あらゆる事故・故障の重なりを考慮すること。
- (d) 予防原則の考え方に基づいて「想定」事象を抜本的に拡大すること。
- (e) 耐震設計審査指針で考慮すべきプレート境界地震、プレート内地震、内陸地殻内地震について地震学で通常対象とされるすべてを想定し、予防原則に立って安全側の想定をすること。直下に震源断層を持つ原発・核施設は、地震動や地盤崩壊の科学的評価に耐えられず、危険であり、閉鎖すること。
- (f) 耐震設計における断層モデルによる地震動評価が実際の観測地震動や耐専スペクトルと比べても過小評価になっている事実を認め、最近国内で得られている岩手・宮城内陸地震(M7.2、2008年6月14日)などの強震観測記録を地震動評価に反映させること。
- (g) 設計時とは異なる緩い安全基準を老朽原発に適用し、ひび割れたままの運転継続を認める維持基準（健全性評価基準）については撤廃し、設置許可時の技術的要件を一貫して満たすことを求めること。
- (h) 確率論的安全解析PSAについては未だに定量的根拠に乏しく、これに基づく安全目標や安全規制を導入しないこと。とくに、40～60年間への寿命延長、定期検査間隔の18～24ヶ月への延長、オンラインメンテナンスの導入、定格電気出力増強、インセンティブ規制の導入などを中止すること。
- (4) エネルギー政策の見直しに際しては、福島第一・第二原発の10基を閉鎖し、運転年数が30年を超えている老朽原発13基（東海第二、敦賀1号、美浜1～3号、高浜1・2号、大飯1・2号、島根1号、伊方1号、玄海1・2号）を閉鎖して下さい。残りの31基についてもドイツのような脱原発プログラムを作成し、順次閉鎖して下さい。エネルギー基本計画で謳っている原発新增設計画を撤回し、原発システム輸出戦略および再処理・高速増殖炉開発路線を撤回して下さい。電源三法を廃止し、原子力予算を大幅削減し、省エネ・再生可能エネルギー普及予算を拡大して下さい。

以上